

平成 22 年度コンプライアンス推進の取組状況について

- コンプライアンス委員会については、中期計画及び平成 22 年度計画において「少なくとも四半期に 1 回開催する」こととされており、コンプライアンス委員会に諮る事象が発生した場合には、これに拘わらず随時開催することとなっている。

○平成 22 年度における開催状況については、以下のとおりである。

- 第 10 回コンプライアンス委員会
平成 22 年 6 月 24 日（木）
 - ・平成 22 年度コンプライアンス推進計画の具体的な取組等について検討。
- 第 11 回コンプライアンス委員会
平成 22 年 9 月 29 日（水）
 - ・平成 22 年度コンプライアンス研修の実施（外部講師による役職員研修及び倫理研修）について説明。
- 第 12 回コンプライアンス委員会
平成 22 年 12 月 17 日（金）
 - ・平成 22 年度コンプライアンス推進計画の取組状況等について説明。
- 第 13 回コンプライアンス委員会
平成 23 年 3 月 25 日（金）
 - ・平成 22 年度コンプライアンス推進計画の取組状況等について説明し、平成 23 年度コンプライアンス推進計画について検討。

「平成22年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

平成23年3月25日現在

* [] 内は「平成22年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成22年度については、以下の取組を行うものとする。

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

管理職は、業務打ち合わせ等様々な場面において職員に対するコンプライアンスの啓発を図るための取組みを行うとともに、更なる適正な業務執行の確保の観点から、マニュアルの整備を行った。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

外部講師等による役職員研修については、

○ 11月12日（金）

テーマ：「独法が保有する個人情報の保護」

講師：総務省個人情報保護担当係長

○ 1月20日（木）

テーマ：「独法における内部統制」

講師：公認会計士（新日本有限責任監査法人）

○ 2月23日（水）

テーマ：「コンプライアンス倫理研修」

講師：基金総務課長

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブックに基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4月1日採用までの職員を対象とした研修を4月8日（木）及び9日（金）に、また10月1日採用までの職員を対象とした研修を10月7日（木）及び8日（金）にそれぞれ実施。

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、関係規定の見直し、研修を実施する。

従来から外部講師（CIO補佐官）による役職員全員を対象とした情報セキュリティ研修を年1回実施しており、平成23年2月17日（木）に実施。

○ 内部監査を通じたコンプライアンス推進

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を加え監査を実施する。

平成22年度における内部監査については、平成23年2月15日（火）、17日（木）、18日（金）に実施。

○ 適切な情報提供等

6 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載して関連情報の提供を行っている。

7 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

平成22年度の推進計画については、平成22年3月19日（金）の第9回コンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済。

また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載。

なお、今年度の取組状況及び来年度の推進計画については、23年3月末までにホームページに掲載予定。

平成 23 年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画(案)

平成 23 年 3 月 25 日

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成 23 年度については、以下の取組を行うものとする。

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブックに基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、関係規定の見直し、研修を実施する。

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

6 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

7 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

「平成22年度第1回催告（平成22年12月）」における 催告書の誤送付に対する対応について

平成23年3月25日
総務部

1. 誤送付の発生について

「平成22年度第1回催告（平成22年12月）」について、個人宛催告書の発送を12月3日付けで行ったところ、相続放棄を行っている催告者から納付義務の所在確認の文書による問い合わせにより、他の者の催告書が誤送付されていることが判明した。

2. 原因について

催告書の発送は、基金で出力した催告書と納付書を業者委託で発送しているが、誤送付は業者が封入の際に、リスト上直後の者の催告書も併せて封入してしまったことによる。

なお、本来送付すべき者は、2つの返還金債権を有しており、経営移譲年金の催告書が他の者に誤送付され、残りの老齢年金の催告書と2つの債務の合計額の納付書だけが本人に送付された。

3. これまでの対応について

- ① 12月7日に理事長へ報告を行うと共に、12月8日には役員等関係者に対応方針を説明。
- ② 12月8日及び9日の両日、誤送付先へ事情説明。
- ③ 12月8日に催告書の委託発送を行った業者へ事故発生 of 連絡を行うと共に、12月16日には委託業者へ直接口頭厳重注意を行うと共に現在の発送作業手順の確認し、再発防止策を協議。
- ④ 12月17日に誤送付者から誤送付された催告書が返送。
- ⑤ 1月25日に本来送付すべき者へ詫び状を添付し送付。

4. 再発防止策について

上記3. ③のとおり、委託業者に対しては、当基金の理事及び総務部長並びに経理課長、担当者で口頭厳重注意及び作業手順のヒアリング並びに再発防止のための対処方針の協議を実施。

なお、具体的対処方針として、今後、特に個人情報を取り扱う委託業務については、管理体制及び作業手順を事前報告することや複数者による重複チェック体制の徹底を行う事などを仕様書に追加することとした。

「平成22年度第1回催告（平成22年12月）」における 誤催告への対応状況について

平成23年3月25日
総務部

1. 原因について

原因を確認したところ、担当者が催告のためシステムへのデータ処理を9月に業者へ依頼した後、①10月入金者については「催告対象者削除者入力帳票」を作成して催告者から除外することを行わなかったことや、②11月から12月の催告書発送までの入金者については「領収済通知書等」に基づき、催告の差し止めを行うべきところ放置し、関係者への報告を怠ったことにより、誤催告が発生したものである。

2. 誤催告の件数について

対象件数を確認したところ、214名、うち41名の方から過返納。

3. これまでの対応について

- ① 誤催告を行ってしまった方全員に対し、12月8日以降早急にお詫び状を発送。
- ② 該当する業務受託機関（345機関）に対し、12月15日お詫び状を発送。
（JA中央会・県会議：各34機関、JA：125機関、農委：152機関）
- ③ 本催告をもって振込のあった方へ2月10日以降、連絡文書の発送及び返金手続を実施（振込手数料を併せて返金）。

4. 再発防止策について

課内において担当者への仕事の処理状況の確認及び複数者による相互チェック体制の徹底を実施することとした。